

参加無料

2025年

養育家庭

体験発表会

12月6日(土)
14:00～15:30

【13:30～受付開始】

会場:板橋区子ども家庭総合支援センター
(板橋区本町24-17)

手話通訳
あり

保育あり

事前申込み制

養育家庭（里親）体験発表会では、仕事をしながら養育家庭をされている方の、実際の子育ての体験を聞くことができます。



◇お申込期間：10月25日（土）～12月5日（金）まで。

左のQRコードを読み取ってお申込みできます。

お電話でもお申込み可能です。

※受付完了メールが届かない場合はお電話にてお問合せください。

特記：保育は定員5名（申込順）※原則就学前のお子様

保育をご希望の方、手話通訳を必要な方は、11月21日（金）までにお電話かメールにて下記へお申込みください。

※終了後個別相談が可能です。

✉ itasato@futaba-yuka.or.jp

☎ 電話：03-5944-2374

8:30～17:00 月～金(祝・12/29～1/3を除く)
〒173-0001 東京都板橋区本町24-17



養育家庭（里親）って何で必要なの？

里親さん募集中

東京都には、様々な事情で親と暮らせない子どもが4000人います。養育家庭は、そのような子どもを一定期間自分の家庭に迎え入れ、家族の一員として愛情を持って養育してくださる方のことです。

家庭は、子どもの成長・発達において最も自然な環境です。特定の大人に見守られ、安心して生活できることや家庭で様々な経験を重ねることが子どもにとって非常に大切です。また子ども一人ひとりの状況にあった生活ができることも里親家庭の良さです。

里親の種類

養育家庭（里親）

養子縁組を目的とせず、様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親。

養子縁組里親

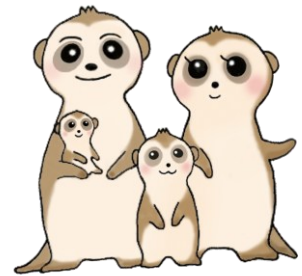
養子縁組を前提として、養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを養育する里親。

専門養育家庭

虐待や障がい等専門的ケア必要とする子どもを自分の家庭で養育する里親

親族里親

両親が死亡、行方不明等により子どもの養育が出来ない場合に祖父母等の親族がその子どもを育てる里親。



里親登録までの流れ

- 1 来所相談
- 2 研修の受講
(座学2日間・実習2日間)
- 3 申請書類の提出
- 4 家庭訪問・調査
- 5 児童福祉審議会での審議
- 6 里親登録
(登録後は5年ごとに更新が必要)



里親 Q & A

- Q 里親になるのに必要な資格はありますか？
A 特別な資格はありませんが、里親になる前、里親になってからもさまざまな研修があり、子どもの養育に必要なことを学んでいただきます。
- Q 夫婦でないと里親になることはできませんか？ また、年齢制限はありますか？
A 事実婚や単身でも20歳以上の同居者がいる方であれば申し込むことができます。年齢制限もありません。養子縁組里親は、原則25歳以上かつご夫婦であることが条件です。
- Q 経済的負担が心配です。
A 子どもを受託すると里親手当や子どもの生活費が支給されます。また健康保険の範囲では、医療費はかかりません。

子育てをしながら

自分のお子さんを育てながら里親になっていただくこともできます。



短期間の預かり

親が入院などで、短期間（数日から数か月）子どもを預かっていただくことができます。



中高生からの委託

家庭を必要としているのは小さい子どもだけでなく、中高生も一緒です。中高生からの委託もあります。

